

ユニットプライス型積算方式による公共調達の改善



総合技術政策研究センター

建設システム課 課長 佐近 裕之 主任研究官 吉田 潔 研究官 関根 隆善

(キーワード) ユニットプライス、施工単価、単価合意

1. はじめに

現在行われている積上積算は、旧建設省の職員自らが土木工事を実施していた直営施工時代に必要予算を算出していたシステムを基本としている。請負工事により土木構造物を「購入」ようになった今日においては、発注者が施工プロセスを想定するため請負者の創意工夫の余地が少ない、変更協議にあたっては発注者の積算単価を基本とするため協議が難航、などの課題が生じている。

国土交通省では、これらの課題を解決するためユニットプライス型積算方式の試行に取り組んでいる。ここでは制度の概要及び今後の予定を報告する。

2. ユニットプライス型積算方式とは

ユニットプライス型積算方式(以下、「本方式」と言う)とは、工種毎の材料費・労務費等の直接費とこれに連動する間接費を含めてユニットプライスとし、これに工種毎の工事数量を乗ずることにより工事価格を積算する方式である(図-1)。

契約は、積み上げ積算同様総価で契約するが、契約締結後にユニット毎に単価合意を行い契約変更額積算に用いる。また、当初契約の積算に用いるユニットプライスは、ユニット毎の合意単価を全国から収集・分析し設定する。本方式を採用することにより表-1の効果が期待されている。

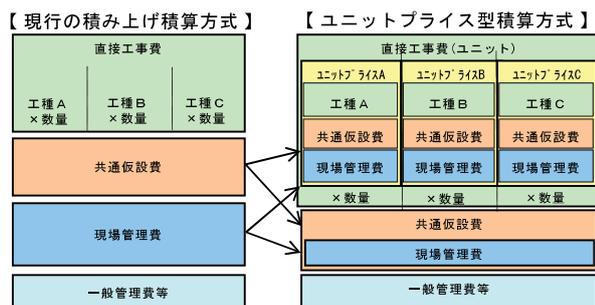


図-1 ユニットプライス型積算方式の価格構成

表-1 ユニットプライス型積算方式の効果

1	契約の当事者である発注者と元請業者との合意単価を直接調査しユニットプライスを設定するため、 価格の透明性・説明性が向上 する。
2	発注者は積算に当たり想定した施工のプロセスを示さないため、受注者の技術力の活用や新工法の採用といった 創意工夫の意欲が向上 する。
3	ユニットに含まれる内容や適用の条件を明示し契約変更額積算の単価をあらかじめ合意するため、条件が変わった場合の 変更協議が円滑 となる。
4	工種ごとに直接工事費と間接工事費が一緒になっているため、 工事目的物と価格の関係が明確 になり工事のコスト管理が容易となる。
5	施工プロセスの想定が不要で積算条件が簡素化されるため、数量集計入力や労務単価調査等といった 積算業務の労力・時間が軽減 される。
6	工事毎の合意単価が公開されるため、 元下間の契約金額の透明化及び適正化 が期待できる。

3. 2009年度までの実施状況

国土交通省直轄工事において、2004年度に舗装工事の試行を開始して以来、2009年度末までに7工事区分3150件の工事において本方式を試行した。

4. 今後の予定

今後は2010年度を目標に、本方式が適さない特殊な工事区分以外全ての試行準備を整える予定である。

また、発注者および請負者に対するアンケート結果から、本方式の効果の内「2. 創意工夫の意欲向上」および「3. 変更協議が円滑化」について効果が確認されたが、他の効果については限定的な効果しか確認されなかったため、積算環境改善や単価協議の効率的運用など本方式の効果発現、制度定着に努めていく。

<http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/index.htm>

(建設システム課)